

宮城県道路交通環境安全推進連絡会議

会 則

(名 称)

第1条 本会は、「宮城県道路交通環境安全推進連絡会議」（以下「推進連絡会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 推進連絡会議は、宮城県内の道路における交通事故の防止を図るため、道路管理者、公安委員会及び関係機関が協力して、効果的な交通安全対策について検討を行うほか、安全な道路交通環境の整備のための主要な施策について計画、実施、評価の各段階における連絡調整を実施することを目的とする。

(調査・検討・調整事項)

第3条 推進連絡会議は第2条の目的を達成するために、次の事項について調査・検討を行う。

- 1). 事故多発箇所、その他交通安全上の問題箇所に関する以下の調査、検討を行う。
 - ① 事故が多発している要因の把握
 - ② 考えられる対策（交通安全施設等整備事業等）の検討
 - ③ 必要な現地合同調査（共同点検）等の実施

- 2). 安全な道路交通環境の整備のための主要な施策の調整を行う。
 - ① 主要な施策の計画、実施、評価の各段階における連絡調整
 - ② 地域住民への広報に関する調整
 - ③ 地域住民等の意見の反映方法等の調整

(組 織)

第4条 推進連絡会議は議長と委員をもって組織する。

1. 推進連絡会議の議長は、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長と宮城県警察本部交通部交通企画課長が交互に勤める。
2. 委員は、推進連絡会議に参加する各機関の別紙一に掲げる職にある者とする。ただし、必要に応じ、議長が指名する臨時の委員を参加させることが出来ることとする。

(推進連絡会議)

第5条 推進連絡会議は、各道路管理者、公安委員会及び関係機関が協議のうえ、必要と認める時期に開催する。

1. 推進連絡会議は、議長が召集する。

2. 推進連絡会議は議長が運営する。ただし、議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
3. 委員は、会議に出席できない時は、あらかじめ文書または、その他の方法により意見を述べる事が出来る。

(作業部会)

第6条 推進連絡会議を補佐するため作業部会を設置する。

1. 作業部会長は、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所副所長と宮城県警察本部交通部交通規制課長補佐が交互に努める。
2. 作業部会の構成は推進連絡会議に参加する各機関の別紙一2に掲げる職にある者とする。ただし、必要に応じ、作業部会長が指名する委員を臨時に参加させる事が出来ることとする。
3. 作業部会は推進連絡会議に先立ち開催し、各道路管理者、公安委員会及び関係機関が協議のうえ必要と認める時期に開催する。
4. 作業部会は、作業部会長が召集する。
5. 作業部会長に事故ある時は、作業部会長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。
6. 関係機関を代表する作業部会の委員は、会議に出席できない時は、あらかじめ文書または、その他の方法により意見を述べる事が出来る。

(アドバイザー会議)

第7条 効果的な交通安全の検討に際し、必要に応じアドバイザー会議を設置するものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、各道路管理者および公安委員会で構成し、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所交通対策課、宮城県警察本部交通部交通規制課に置く。

(その他)

第9条 効果的な交通安全の検討に際し、本会則の定めがない事項が生じた場合は関係機関の協議により解決を図るものとする。

附 則 (この会則は、平成13年2月7日から施行する。)

附 則 (この会則は、平成28年3月1日から施行する。)

附 則 (この会則は、平成31年4月23日から施行する。)

附 則 (この会則は、令和4年11月 1日から施行する。)